

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の適正な実施を確保するため、法第18条の規定により、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限する区域及び期間等)

第2条 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

区域	期間
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートル以内の区域	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校の休業日（授業等を行わない日をいう。）を除く。）
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）第3条第1項に規定する施設の敷地の周囲100メートル以内の区域	当該施設が開所している日又は開館している日
3 1の項及び2の項に定めるもののほか、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を早急に防止することが特に必要である区域として規則で定める区域	当該区域における住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の事情を勘案し、これを防止することが特に必要である期間として規則で定める期間

2 知事は、前項の表3の項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あ

らかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 法第3条第1項の届出をした、又は届出をしようとする者から住宅宿泊事業の実施に係る申請があった場合において、第1項の表の区域における生活環境の保持の観点から同表の期間の全部又は一部について制限する必要がないと知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該申請をした者は当該期間に住宅宿泊事業を実施することができる。この場合において、知事は、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、前項の申請があった場合においては、当該区域を管轄する市町村長に、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。
- 5 法第3条第1項の届出がされた後に、当該届出に係る住宅の所在する区域が第1項の表の区域に該当することとなった場合の当該住宅における住宅宿泊事業については、その該当することとなった日から60日を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。